

隔日勤務を行う自動車運転者に係る
1 箇月についての拘束時間の延長に関する協定書

株式会社 タクシー代表取締役 と株式会社 タクシー労働組合執行委員長
長 は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（労働省告示）第2条第2項第1
号の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、隔日勤務に就くタクシー運転者とする。
- 2 本協定により拘束時間を延長するつきは、月（当該1日から1箇月間をいう。以下同じ。）月
月、月、月、月および月とし、その1箇月の拘束時間は、月は 時間、月は
時間、月は 時間、月は 時間、月は 時間、月は 時間とする
ものとする。
- 3 本協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、 日前までに協議を行い、変更を
行うものとする。

平成 年 月 日

株式会社 タクシー
代表取締役

印

労働組合執行委員長

印